

○厚生労働省告示第百八十五号

次に掲げる組換えDNA技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和二十四年厚生省告示第二百七十号）第1A第二款に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十三年六月十三日

厚生労働大臣 細川 律夫

組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

品種又は品目	名 称	申 請 者
とうもろこし	乾燥耐性トウモロコシMON87460系統	日本モンサント株式会社
大豆	チョウ目害虫抵抗性ダイズMON87701系統と除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統を掛け合わせた品種	日本モンサント株式会社